

## 第百三十六話 ノブレス・オブリージュ

ノブレス・オブリージュとは、高貴であるが故の義務と訳される仏語だが、皇族、華族は正に生まれながらの責務を負っている筈だ。その状況を見てみたい。

皇太子及び皇族男子は、成年に達し、若しくはそれに見合う年齢に達したら陸海軍の軍人になることが義務づけられていた。一方、華族にはそのような義務はなかった。

### 1 軍務を志願した皇族

征討総督や兵部卿だった小松宮彰仁親王は、天皇に嘆願して、陸軍少尉となり、親王の弟伏見宮貞愛親王も天皇に願い出て、陸軍幼年学校に入校した。

両親王が軍務に就くことを願ったのは、明治6年6月の徴兵令公布が影響したのであろうし、諸外国の王族が軍務に就いていることを知り、その必要性を痛感したのであろう。政府としても両親王の志願は歓迎すべきものだった。

### 2 皇族身位令

明治6年12月、皇族たちに対し、「皇族今より陸海軍に従事すべく仰せ出され候条・・・」との宮内省通達が発せられた。

明治初期には幼かった皇族等も成長するにつれ大半が陸海軍いずれかに入るようになる。皇族が軍人となる義務が明記されたのは、皇族身位令（明治43年3月施行）であり、「皇太子、皇太孫は満十年に達したる後、陸軍及び海軍武官に任ず。親王・王は満十八年に達したる後、特別の事由のある場合を除く外、陸軍又は海軍の武官に任ず。」（同令17条）とされた。

### 3 皇族軍人の概要

明治から大東亜戦争の敗戦までに、日韓併合後皇族に準じる待遇を受けた朝鮮王公族3名を含め、48名の皇族が軍人になっている。陸軍：28名、海軍：20名であった。

適齢に達しながら軍人にならなかった皇族は5名であるが、何れも身体的・精神的な面での特別の事由があったとされる。

### 4 華族の軍人は

軍人となる華族が余りにも少ないことにしびれを切らした天皇は明治14年4月“少壯の華族はなるべく陸海軍の軍人になれ”との勅諭を与えた。為に、特別コースが設けられたりして入学するも途中で辞める者が多かった。その後の状況でも、華族で軍人になった者は華族全体からするとごく僅かである。軍務に就くという法的義務なく、華族には職業選択の自由が認められていたのである。

### 5 大東亜戦争に従軍された皇族軍人等

(1) 満州事変後、大陸に出征した陸軍の皇族は8名であるが、日米英蘭戦開始後大陸に渡ったのは、春仁王と天皇の末弟である三笠宮崇仁親王である。直宮で戦場を体験したのは崇仁親王のみである。

(2) 海上勤務に就いた皇族は、久邇宮徳彦王のみである。臣籍降下して華族となっていた元皇族の海軍軍人の3名が前線に赴いた。

(3) 伏見宮第四王子博英伯爵の戦死 1938(S18)年8月21日、蘭印セレベス島付近で搭乗機が米軍機に撃墜され、戦死。近代日本で皇室に生を受けた者として初の戦死。音羽正彦侯爵は、1939(S19)年、クエゼリン島で陣頭突撃敢行して壮烈な戦死。尚、厳密な意味では戦死ではないが、北白川宮永久王は、1940(S15)年9月4日内蒙古戦線において飛行機事故で死亡

(4) 戦犯容疑者として梨本宮守正王は巢鴨に収監されたが、後釈放された。

### 6 処遇 優遇され、軍も相当気を遣ったのは事実のようだ。

\* 戦後の日本では、所謂エリート層はノブレス・オブリージュが忘れられていないか？

